

令和4年度 鎌ヶ谷市立第四中学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等、当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

①いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- (1) 「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- (2) すべての生徒が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- (3) いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

②学校及び学校の教職員の責務

- (1) 生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- (2) いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

※「抱え込み」が許されないことの法的根拠

教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策会議」への通報などの適切な措置をとる。

(いじめ防止対策推進法第23条 第1項)

③生徒の責務

- (1) いじめを行ってはならない。
- (2) いじめを認識しながら放置してはならない。
- (3) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「いじめ防止対策委員会」について

①組織の構成

この組織は、日常は生徒指導全般について話し合うが、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

■ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（いじめ対策委員会）

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・関係学年主任・担任・関係学年職員、その他必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー

②組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

	会議等	未然防止 わかる授業の推進・道徳教育の充実	早期発見
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（基本方針・年間計画） （毎週水曜日） ・職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止月間 ※いじめの定義確認 ・道徳 ・ネット安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・修学旅行（3年） ・林間学校（2年） ・全校集会 ※いじめ防止スローガン作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・学区安全ネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・前期いじめ調査アンケート

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研修（わかる授業づくり） ・道徳 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・三者面談（3年生） ・二者面談（1・2年生）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員のいじめ防止研修 ・部活動（新チーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談（3年生） ・二者面談（1・2年生）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・バザー 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱祭（思いやり・協力） ・道徳 ・授業研修（わかる授業づくり） ・授業参観週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期いじめアンケート ・3年三者面談 ・1、2年教育相談（生徒+担任）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年三者面談 ・生活アンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・全校集会 ・授業研修（わかる授業づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・新入生保護者説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研修（若手教員研修） ・道徳 ・校外学習予定（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策部会（取組評価） （毎週水曜日） ・職員会議 ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

■ 安全・安心な学校生活

- ・いじめ防止スローガン
- ・授業中の規律の徹底（チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）

- ・ 基本的な生活習慣の確立（早寝・早起き朝ご飯の励行、時間を意識した行動、自己管理能力の育成）
- ・ 教室環境の整備（ユニバーサルデザインを意識した教室環境）
- ・ 学級経営の充実（1年間を見通した学級経営計画ときめ細かな生徒理解・指導）
- ・ 教職員の不適切な発言や体罰に対しての留意（不祥事根絶研修にて）

■ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・ 自己決定の場がある授業づくり
- ・ 生徒に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- ・ 共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ・ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助
- ・ 教職員による相互の授業参観の実施

■ 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ・ 道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- ・ 生活記録ノートの活用（担任とのコミュニケーション、生徒の悩み等の把握）
- ・ 体験学習の実施（修学旅行・校外学習・職場体験等）
- ・ 学年単位での集会の実施（特別活動にて実施、良好な人間関係を築くため）
- ・ あいさつ運動の実施（生活委員、生徒会本部役員で毎日実施）
- ・ 異学年交流（部活動や学校行事など）
- ・ 生徒が主体的にいじめ問題に取り組めるよう、全校集会を活用して、生徒主体でのいじめ未然防止の取り組み。

（1月に実施予定）

■ いじめに対する正しい知識

- ・ インターネットやスマホ等の利用に関する情報モラルの周知（長期休業前の集会や機を見て帰りの会で実施）
- ・ 発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の実施（福祉教育の取り組み、職場体験学習、旅行行事等）
- ・ インターネット安全教室

5. いじめの早期発見のための措置

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- いじめ総点検調査（年2回【6月・11月】）
- 学校生活アンケート（5月、7月、10月、12月、2月、3月）
- 教育相談（アンケートや面談）の実施（アンケート【4、9月、1月】、面談【6月、11月】）
- 保護者との連携

・ 面談の実施（7・8月（全学年）、11月（3年）、12月（1・2年）に実施）

※7・8月は、1・2年は二者面談、3年は三者面談 12月の1・2年は三者面談

■ 教職員間における情報の共有

- ・ 学年会での情報の共有
- ・ 生徒指導部会での情報の共有
- ・ 授業時間外の生徒の様子の確認
- ・ 問題兆候の把握
- ・ 相談ポストの確認（生徒指導主任を中心に生徒指導部で生徒下校時に毎日行う。）

6. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- ・ 相談箱を職員室前廊下に設置する。
- ・ スクールカウンセラーへの相談ができることを周知する。
- ・ 養護教諭及びセクハラ相談員への相談ができることを周知する。

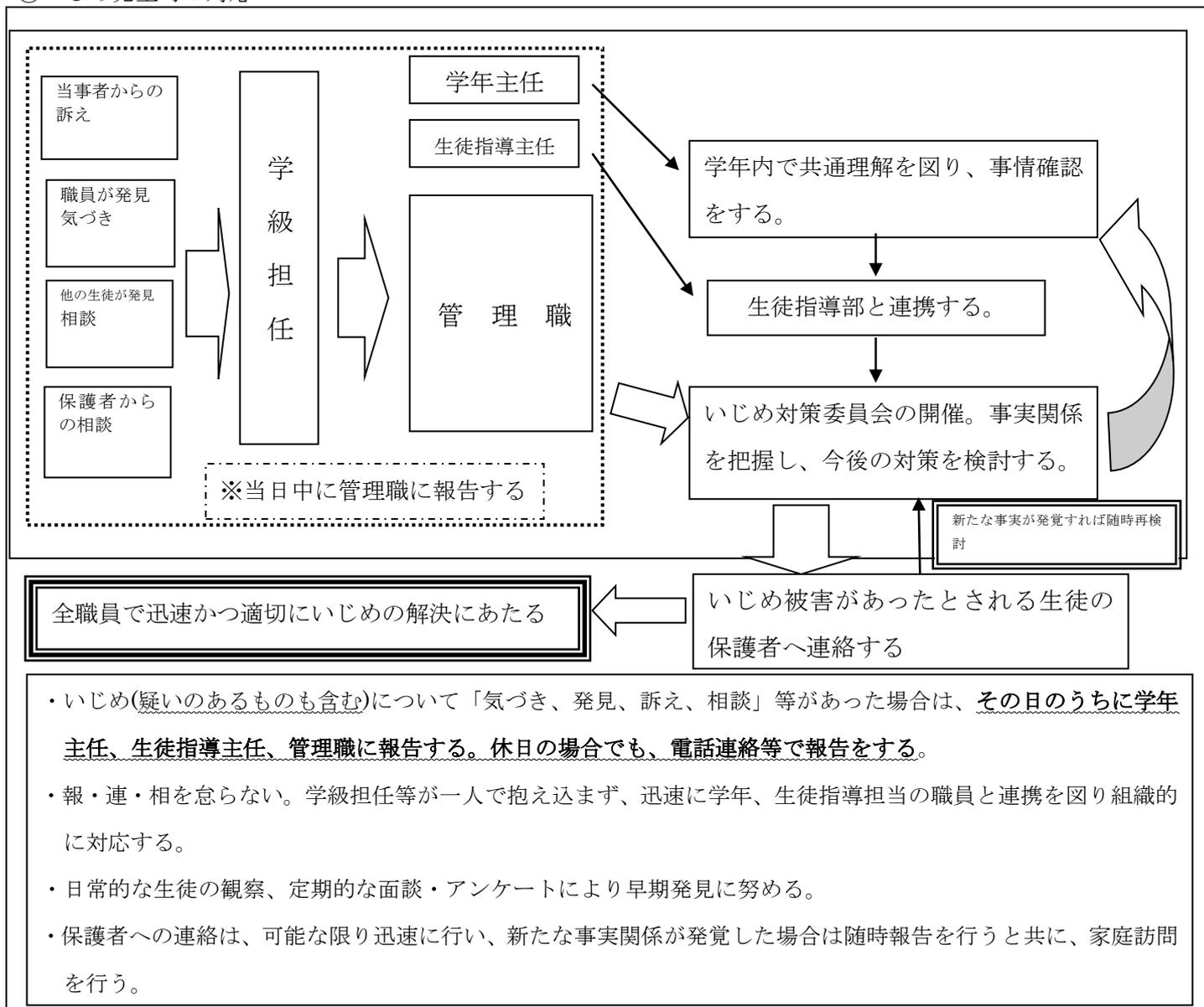
(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口の周知

- ・ 「相談窓口カード」を配布する。
- ・ 「相談通報窓口」

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077
千葉いのちの電話（24時間）	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

7. いじめが発生または疑いがあることが発覚した場合

①いじめ発生時の対応



②重大事態への対処について

○重大事態とは・・・(いじめ防止対策推進法第28条)

- *いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- *いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合は、速やかに対応する。

○重大事態が発生した際には、以下の対処を行う。

- *速やかにその旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
- *教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- *上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- *上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- *緊急の「いじめ防止対策委員会」を招集し、これまでの経緯の情報整理を行い、職員に周知する。
- *教育委員会や関係機関との連携は、いじめ対策委員会を中心に行う。

8. 公表、点検、評価等について

- (1) いじめ防止基本方針は、学校のホームページに記載し、公表する。
- (2) 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取り組み等を評価する。
- (3) 評価を分析し、取り組みの見直しをする。